

日本人配偶者がタイ国に居住している場合で、在留資格認定証明書の交付を受けずに
「日本人の配偶者等」の査証を申請する際に必要な書類等一覧

平成26年3月

1. 旅券（査証欄の余白が2頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。）
2. 査証申請書（当館ホームページよりプリントアウトしたもの又はJVAC備え付けのもの）
1部
3. 写真（申請前6ヶ月以内に撮影された縦4.5cm×横4.5cm、白黒、カラーを問わず無修正、無背景で鮮明なもの。申請書に貼付）
1枚
4. 質問票（該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要）
英語版またはタイ語版のいずれか1部
5. 住居登録証（タビアン・バーン）
原本・写し各1部
6. 配偶者作成の渡航理由書（在留資格認定証明書を取得せず本申請を行う理由も記載）
1部
7. タイの婚姻証明書
原本・写し各1部
8. 配偶者の戸籍謄本
原本1部
（申請前3ヶ月以内に発行され、婚姻事実が記載されたもの）
9. 婚姻に至る経緯書（配偶者が日本語で作成し、知り合った時期、場所、紹介者、交際の状況、挙式の時期・場所等できるだけ詳細に記載したもの）
1部
10. 配偶者の旅券（氏名、写真及び出入国印のある頁）
写し1部
11. 下記証明書のうちいずれか1点
原本・写し各1部
 - ① 配偶者の在職証明書（配偶者の所属会社が作成した役職名、入社年月日および月給の記載にあるもの）および帰国発令書
 - ② 配偶者が自営業の場合は商業登記謄本（いずれも申請前3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ③ 申請人本人の在職証明書

※ご夫妻共に無職もしくは既に退職されている場合はその旨書面にてご説明下さい。

12. 初めての渡航で改姓・改名歴のある方、又は前回の渡航後、改姓・改名をされた方は、改姓・改名を証明する書類（改姓・改名証明書、婚姻、離婚証明書等）
原本・写し各1部
13. 一定の条件を満たす方は代理申請が可能です。代理申請の場合には、申請者直筆の委任状が必要です。

※裏面の留意事項をよくお読み下さい※

[留意事項]

申請の際には、次の事項について留意願います。

1. 提出書類が不備な場合は、申請は受理されません。
2. 個別の案件によって、その他参考になるべき資料を提出して頂く場合があります。
〔（例）申請人と配偶者が写っているスナップ写真、申請者の預金通帳等〕
3. 「在留資格認定証明書」が交付されていないため、申請人の方との面接や日本の外務省への照会等が必要となる場合があります、結果が判明するまでに時間を要することがあるほか、日本の入国管理局より「在留資格認定証明書」の取得をお願いする場合があります。（申請から10日以上経過してもJVACから連絡がない場合はお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際には受理票に記載された受理番号（アルファベットと数字6桁）およびバーコード番号（数字8桁）の2種類をお伝え下さい。）
なお、早期発給要請には対応致しかねる場合もありますので留意願います。

■ お問い合わせはタイ語、英語、日本語いずれでも構いません
在タイ日本国大使館領事部査証班又は日本査証申請センター（JVAC）

- 在タイ日本国大使館領事部査証班

Tel: 0-2207-8503、0-2696-3003

Fax: 0-2207-8511

Website: <http://www.th.emb-japan.go.jp/>

- 日本査証申請センター（JVAC チットロム・センター）

Tel: 0-2251-5197-8

E-mail: info.jpth@vfshelpline.com

Website: <http://www.jp-vfsglobal-th.com>

- 日本査証申請センター（JVAC シーロム・センター）

Tel: 0-2632-9801

E-mail: info@japan-visa-center.co.th

Website: <http://www.japan-visa-center.co.th>